

任意継続被保険者のお申込みについて



申請期間 退職の翌日から 20 日以内必着（送付先：バリューHR）

保 険 料 退職時の標準報酬月額等級にて算出（上限は 38 万円）
※退職後の保険料は全額自己負担となります（在職中は事業主と折半）
※申請前に国保の保険料をご確認いただくことをお勧めいたします。

納付方法 加入後にご自宅あてお送りする納付書により納入（銀行窓口、ATM、ネットバンク等）
月払い … 毎月 10 日までに納付。1 日でも納付が遅れますと法律により資格喪失
となってしまいますので、ご注意願います。

前納（半年、1 年）… 割引があります。1 日でも納付が遅れますと割引のない月払い
扱いとなりますのでご注意ください。

資格確認書（保険証の代わりとなるもの）の発送

退職後、会社から「喪失届」が提出されますと、任意継続被保険者への切り替えが可能と
なります。新たな記号・番号が割り振られた資格確認書と保険料の納付書をご自宅あて
お送りいたします。（平均的に退職から 1～2 週間後の送付となります。）

加入期間 2 年間 ※ 途中脱退希望の場合は、脱退の前月末までに「資格喪失申出書」をご提出ください。

【申請書の送付先】株式会社バリューHR BPO センター カルビー健康保険組合担当

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 S-FRONT 代々木 2F

電話 03-5990-2926（月～金 9:30～18:00） E-mail: info-bpo-calbee@valuehr.com

ご家族を扶養に入れるとき

【必要書類（抜粋）】 詳しくは、「被扶養者認定届け出書類一覧表」をご確認ください。

- 被扶養者異動届（追加）
- 住民票謄本（世帯全員記載のもの、**続柄記載**）
- 被扶養者認定調書（16 歳未満と高校生は不要）※**高校生以上の学生は、学生証が必要**
- 所得証明書（課税されない方は非課税証明書、16 歳未満と高校生は不要）
- 給与明細書の直近 3 か月分（給与収入のある方）※不定期な収入のある方は別途ご相談ください。
- 年金通知書のコピー（年金を受給している方）
- （別居の方）送金証明 3 か月分（金融機関から送金したもの）※**手渡しは不可**

下記に該当する方は追加で書類が必要です。

- 個人事業主、不動産収入等のある方 … 確定申告書のコピー（直近 3 年分）および、
収支内訳書または青色申告決算書コピー（直近 3 年分）
- 一年以内に退職した方 … 退職証明書、または離職票のコピー
- 失業保険を受給している方、受給終了した方 … 雇用保険受給資格者証のコピー
- **夫婦共同扶養（配偶者が別の保険に加入している場合）**
… 配偶者の給与明細（直近 3 か月分）のコピー、源泉徴収票のコピー
※個人事業主や不動産収入等のある方は、確定申告書のコピー